

パートナーシップ宣誓証明書

氏名

氏名

住所

住所

子 氏名

年 月 日生

子 氏名

年 月 日生

宣誓日

年 月 日

上記両名が、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・ 同居し、共同生活において互いに責任をもって協力し、必要な費用を分担すること。

松戸市は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指し、努力してまいります。

(裏)

注意事項

- 1 この証明書は、松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って利用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出ること。
 - (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 双方が本市から転出したとき。
 - (4) 一方が死亡したとき。
 - (5) 宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 3 2(2)、(3)、(5)に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。

この証明書の提示を受けた方へ

松戸市は、松戸市人権尊重都市宣言の理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合う地域社会の実現を目指し、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係を言います。

- (1) 互いの同意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- (2) 同居し、共同生活において互いに責任をもって協力し、必要な費用を分担すること。

2 パートナーシップ宣誓を受けた際に確認した事項

この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認められた場合に交付されます。

- (1) 配偶者がいないこと。
- (2) パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (3) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。(親族関係が終了した場合を除く。)

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に転入予定日を記載します。

転入予定日
年 月 日

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

(フリガナ)		
氏名		
戸籍上の氏名		